

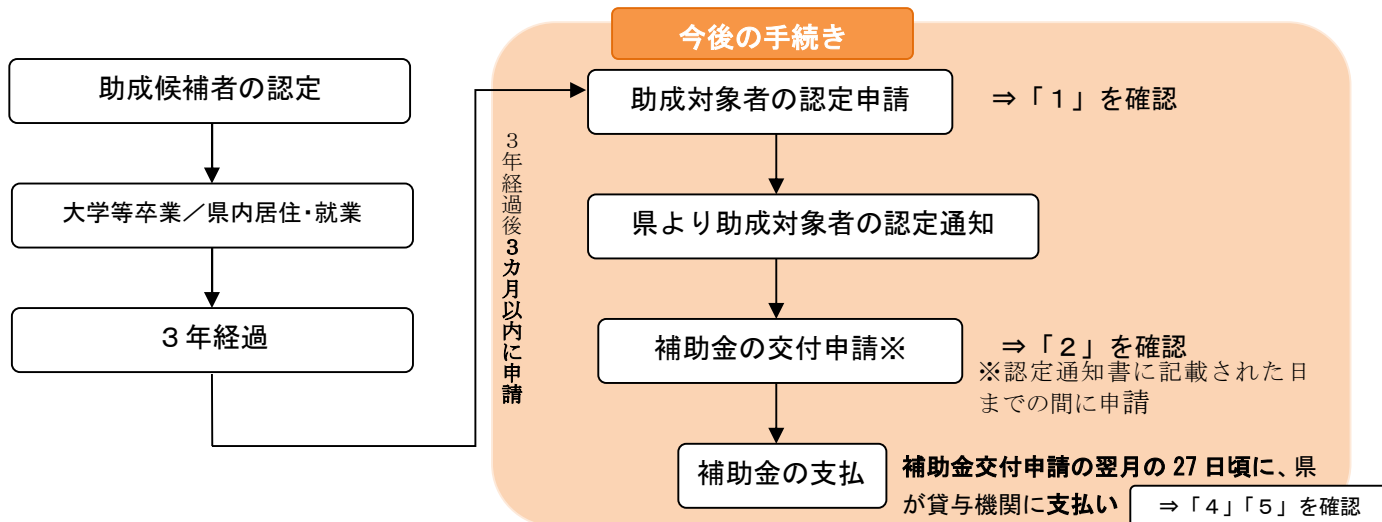
助成候補者に認定され、山形県内での居住・就業の期間が3年を経過した皆さんへ

山形県若者定着奨学金返還支援事業 補助金支払手続きについて

！支払を受けるためには下記手続きが必要になります！

下記の手続きを期限までに行わない場合、補助金を受けることができなくなります。

補助金の支払いまでの流れは以下のとおりです



助成対象者の要件（交付要綱第4条関係）

※詳細は交付要綱をご覧ください

助成対象者は、助成候補者の認定を受けた方のうち以下を満たした方となります。

- ☐ 募集要項に規定されている必要な手続きをこれできちんとしている
- ☐ 助成対象者の申請時点で奨学金の返還を延滞していない
- ☐ 大学等を卒業後6か月以内に県内に居住・就業（※1）し、3年間継続（※2）している

（※1）公務員、医師、看護師、介護福祉士、保育士は対象外です。

（※2）就業先の都合により県内に居住・就業することができない期間がある方も対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

1 助成対象者認定申請について

上記の要件を満たした方は、次の書類を添付し、助成対象者の認定申請を行ってください。

- (1) 高校等の卒業証明書または卒業証書の写し
- (2) 大学等の卒業証明書または卒業証書の写し
- (3) 住民票（上記要件を満たすこととなった日以後に取得したもの）
- (4) 在職証明書（様式第2号）
- (5) 職務履歴書（様式第3号）（転職の経歴がある方または助成候補者認定取消猶予を受けていた方のみ）
- (6) 前年の確定申告書の写し（個人事業主の方は在職証明書の代わりにこちらを提出）
- (7) 奨学金返還証明書（上記要件を満たすこととなった日以後の証明日のもの）

※奨学金返還証明書の返還残額が補助金の上限額になりますので、3年経過後速やかに取得してください。
証明書の取得方法は「別添」をご覧ください。

【提出期限】 県内に居住・就業してから3年を経過後、**3か月以内**

！この期限を過ぎると補助金を受けることができなくなります！

（例）平成31年4月1日に県内に居住・就業した場合、令和4年3月31日で3年が経過するため、
令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に申請する必要があります。

◎ 認定後、県から助成対象者認定通知書を送付します。

2 補助金の交付申請

助成対象者に認定された方は、次の書類を添付し、補助金の交付申請を行ってください。

(1) 奨学金返還証明書(裏面の要件を満たした日以後の証明日のもの)

※上記1で取得した奨学金返還証明書の写しで構いません。

(2) 補助金の支払に係る承諾書(様式第7号)

(3) 口座申出書

【提出期限】 助成対象者認定通知書に記載されている提出日まで

！この期限を過ぎると補助金を受けることができなくなります！

◎ 補助金の交付が決定された場合、県より補助金の交付決定及び額の確定通知書の送付があります。

3 申請書提出先

山形県産業労働部 商工産業政策課 地域産業振興室 郵送または持参

(〒990-8570 山形市松波2-8-1)

当初応募書類を提出した市町村窓口ではありませんのでご注意ください。

4 補助金の額

補助金の額は助成対象者認定通知書に記載された助成対象月数に2万6千円を乗じた額(※)と奨学金返還証明書に記載されている奨学金の返還残額を比べ、いずれか低い額となります。

(※) 地方創生枠と市町村連携枠の助成候補者で当初申請した市町村以外の県内市町村に居住した場合や、産業団体等連携枠の助成候補者で指定就業先以外の県内企業等に就業した場合は、助成対象月数に1万3千円を乗じた額となります。詳細は交付要綱を確認してください。

5 補助金の交付

毎月月末までに受付けた申請分について、翌月の27日頃に山形県から奨学金の貸与機関に支払います。

支払時に、奨学金の返還残額が補助金の確定額を下回る場合は、差額を本人の口座にお支払いします。

支払が完了した際には、奨学金の貸与機関より申請者に返還残額の通知があります。

6 問合せ窓口

不明な点等ありましたら、下記までご連絡ください。

山形県産業労働部 商工産業政策課地域産業振興室 (023-630-2691)

補助金交付要綱や申請様式は県ホームページにも掲載しています。

[https://www.pref.yamagata.jp/110001/bunkyo/wakamonoseisho
unen/wakamono/syogakukin/syogakukinhenkansien.html](https://www.pref.yamagata.jp/110001/bunkyo/wakamonoseishounen/wakamono/syogakukin/syogakukinhenkansien.html)



◎詳細は補助金交付要綱をご覧ください。

奨学金返還証明書 について

県内に居住・就業して3年を経過後速やかに取得してください。

奨学金返還証明書は、奨学金の返還残額を確認するために提出していただくもので、奨学金の貸与機関に依頼して発行してもらうものになります。

補助金の額は、助成対象者認定通知書に記載された助成対象月数に2万6千円を乗じた額（※）と奨学金返還証明書に記載されている奨学金の返還残額を比べ、いずれか低い額となります。算定された補助金の額より奨学金の返還残額が少ない方は、毎月の奨学金の返還により奨学金の返還残額が減ってしまうおそれがあるため、**居住・就業から3年を経過した後、速やかに発行を依頼することをおすすめします。**

（※）地方創生枠と市町村連携枠の助成候補者で当初申請した市町村以外の県内市町村に居住した場合や、産業団体等連携枠の助成候補者で指定就業先以外の県内企業等に就業した場合は、助成対象月数に1万3千円を乗じた額となります。詳細は交付要綱を確認してください。

◎証明書の発行は以下から依頼できます。

1 日本学生支援機構

日本学生支援機構の奨学金情報閲覧サービス「スカラネット・パーソナル」から依頼できます。
(<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>)

2 市町村奨学金

	奨学金名	貸与機関名	連絡先
1	米沢有為会奨学金	公益社団法人米沢有為会	03-3309-3302
2	鶴岡市育英奨学金	鶴岡市教育委員会	0235-57-4861
3	上山市奨学金	上山市教育委員会	023-672-1111（内線 302）
4	長井教育会奨学金	公益社団法人長井教育会	0238-87-0633
5	東根育英会育英資金	公益財団法人東根育英会	0237-42-1111（内線 3533）
6	河北町育英会奨学金	河北町育英会	0237-71-1136
7	西川町育英奨学金	西川町	0237-74-2114
8	朝日町奨学金	朝日町	0237-67-3302
9	大江町ふるさと奨学金	大江町	0237-62-2270
10	金山町育英会奨学金	金山町育英会	0233-52-2902
11	最上町教育振興修学資金	最上町	0233-43-2053
12	最上町あすなろ修学資金	最上町	0233-43-2053
13	大場育英基金	最上町	0233-43-2053
14	舟形町教育振興修学資金	舟形町	0233-32-2379
15	真室川町教育振興修学資金	真室川町	0233-62-2223
16	大蔵村奨学金	大蔵村教育振興会	0233-75-2323
17	鮭川村教育振興修学資金	鮭川村	0233-55-3051
18	戸沢村教育振興修学資金	戸沢村	0233-72-3242
19	飯豊町奨学資金	飯豊町	0238-87-0519
20	三川町育英奨学資金	三川町	0235-35-7022